

# 一般社団法人日本色彩学会 色彩教材研究会運営細則

2017年(平成29) 4月 1日制定

(名称) 第1条 この会は、一般社団法人日本色彩学会色彩教材研究会(英名 special interest group on teaching materials, 略称 sig T. M.)と称する。

(所在地) 第2条 この研究会は、事務局を主査宅におく。

(目的・研究分野) 第3条 この研究会は、一般社団法人日本色彩学会学術委員会傘下の研究会として、色彩に関する学術・技術・芸術を教育するために利用する教材に関する知識を交換・研究し、教え方の改良を行い、教材の制作と普及を図るなど、色彩教材に関わる分野の研究を促進し、研究成果を社会へ還元することを目的とする。

(研究会の構成) 第4条 この研究会は、この会の目的に賛同する研究会会員により構成される。

2 この研究会は、一般社団法人日本色彩学会の会員でない者に対して、研究会準会員としての参加を認める。

(事業) 第5条 この研究会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行なう。

- (1) 研究発表会、シンポジウムなどの研究集会。
- (2) 講演会、講習会、勉強会、見学会など。
- (3) その他本研究会に相応しい事業。

(研究会幹事会) 第6条 この研究会は、研究会の円滑な運営を進めるために、随時、研究会幹事会を開催することがある。この場合、ファクシミリ、電子メール等の電磁的手段により開催することができる。

(主査・幹事・顧問) 第7条 この研究会は、この会を代表する主査1名、ならびに主査を補佐するために10名以下の幹事、および、この研究会への助言を得るために5名以下の顧問をおく。

2 主査および幹事の任期は2年とする。ただし、重任を妨げない。

3 主査候補者は、研究会総会において選出し、学術委員会に推薦する。

4 幹事は、主査が選出し、幹事会の承認を得なければならない。

5 顧問は, 主査が選出し, 幹事会の承認を得なければならない.

(その他) 第8条 本運営細則に規定されない事項については, 一般社団法人日本色彩学会研究会規程に従うものとする.

(規程の改廃) 第9条 本規程の改廃は, 本委員会が起草し理事会が行う.

附則 本運営細則は, 2017年(平成29年)4月1日から施行する.